

令和7年6月6日提出

令和7年6月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和7年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第4号	那須塩原市監査委員の選任について	総務部
同意第5号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民生活部
議案第42号	那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	企画部
議案第43号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）	総務部
議案第44号	令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部
議案第45号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部
議案第46号	契約の締結について	環境戦略部
議案第47号	土地改良事業の施行について	産業観光部
報告第11号	令和6年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について	総務部
報告第12号	令和6年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務部
報告第13号	令和6年度那須塩原市水道事業会計継続費繰越計算書について	上下水道部
報告第14号	令和6年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第15号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計継続費繰越計算書について	上下水道部
報告第16号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第17号	公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について	産業観光部
報告第18号	株式会社明治の森市場の経営状況報告について	産業観光部
報告第19号	公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について	教育部
報告第20号	公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について	教育部

同意 第4号

那須塩原市監査委員の選任について

次の者を那須塩原市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 相馬 剛

生年月日

同意 第5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 茂田井 令子

生年月日

住 所

氏 名 池田 和彦

生年月日

議案 第42号

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、

6の項の次に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

1 1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	---

別表第2の1の項中「

生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」を「

生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の2の項中「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報若しくは外国人生活保護関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」を「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報若しくは外国人生活保護関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関

する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 3 の項中「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 4 の項中「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による妊娠の届出に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による妊娠の届出に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の 5 の項中「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を「

医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の6の項中「

医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報若しくは年金給付関係情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

」を「

医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報若しくは年金給付関係情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の7の項中「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の8の項中「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

」を「

住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の9の項中「

住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」を「

住民票関係情報、地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第3に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第43号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第44号

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第45号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第46号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 青木ゼロカーボン街区仮想同期発電機機能付き蓄電池システム及びエネルギーマネジメントシステム導入工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 965,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区海岸一丁目11番1号
東電タウンプランニング株式会社
代表取締役社長 鈴木 祐輔 |

議案 第47号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行をしたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項の規定により準用する同法第87条の4第2項の規定により、別冊のとおり熊久保望田水利組合ため池地区緊急防災工事計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第 1 1 号

令和 6 年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、
令和 6 年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳				
				予算 計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国(県)支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋 りょう費	塩原地区落石防護 施設設置事業	532,330,000	240,000,000	0	240,000,000	105,986,000	134,014,000	134,014,000	7,314,000		0	126,700,000	0
10 教育費	2 小学校費	大山小学校体育館 改築工事	805,414,000	241,624,000	0	241,624,000	215,200,000	26,424,000	26,424,000	18,605,000	国	4,119,000	3,700,000	0
計			1,337,744,000	481,624,000	0	481,624,000	321,186,000	160,438,000	160,438,000	25,919,000		4,119,000	130,400,000	0

報告 第12号

令和6年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、
令和6年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金		地方債		
2 総務費	1 総務管理費	防災対策費（非常時備蓄食料品整備事業）	1,947,000	1,947,000	0	国	970,000	0	0	977,000
		西那須野支所庁舎管理費（西那須野庁舎3階エアコン更新工事）	5,500,000	5,500,000	0		0	0	0	5,500,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯給付金給付事業費（住民税非課税世帯給付金給付事業）	390,229,000	388,626,298	0	国	388,626,298	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	ネイチャーポジティブ推進費（大沼及び赤沼シカ侵入防止柵設置工事）	34,130,000	34,130,000	0		0	30,700,000	0	3,430,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営基盤強化促進事業費（担い手確保・経営強化支援事業）	145,194,000	32,148,000	0	県	32,148,000	0	0	0
		農村基盤施設整備事業費（石田坂地区揚水機改修工事）	39,179,000	39,129,000	0	県	24,505,000	7,100,000	0	7,524,000
		農村基盤施設整備事業費（熊久保望田水利組合ため池改修工事）	38,000,000	38,000,000	0	県	30,400,000	7,600,000	0	0
	2 林業費	高林地域森林管理費（小巻地区市有林伐採・間伐業務委託）	1,738,000	1,738,000	0		0	0	0	1,738,000
		林道整備事業費（新木の俣橋改良工事負担金）	640,000	640,000	0		0	0	0	640,000
8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修費等補助事業費（木造住宅耐震改修費等補助事業）	1,000,000	1,000,000	0	国	500,000	0	0	250,000
						県	250,000			
		特定建築物耐震改修費補助事業費（特定建築物耐震改修費補助事業）	247,968,000	247,968,000	0	国	184,363,000	0	0	31,805,000
						県	31,800,000			
	2 道路橋りょう費	道路維持管理費（橋りょう修繕工事）	60,503,000	41,288,000	0	国	10,645,000	7,800,000	0	22,843,000
		道路維持管理費（上赤田地内管理道路築造事業）	9,078,000	9,078,000	0		0	0	0	9,078,000
		道路維持管理費（市道青木1062号線浸透施設設置整備事業）	2,055,000	2,055,000	0		0	2,000,000	0	55,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理費（接骨木大貫2号線雨水浸透施設設計測量業務委託）	4,000,000	4,000,000	0		0	0	0	4,000,000
		社会資本整備総合交付金事業費（新幹線側道西3号線、湯街道2号線、宇都野野崎北線、三区町1522号線）	130,698,000	110,311,000	0	国	52,976,000	47,600,000	0	9,735,000
		防災・安全交付金事業費（新南・下中野線、石林・東赤田線）	30,397,000	17,867,000	0	国	8,389,000	6,100,000	0	3,378,000
	3 河川費	普通河川等整備事業費（七曲川河川改修工事）	29,100,000	29,100,000	0		0	29,100,000	0	0
	4 都市計画費	黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業費（市道旭通り線道路美装化工事）	36,100,000	36,100,000	0	国	17,200,000	12,700,000	0	6,200,000
	5 住宅費	市営住宅維持管理費（市営中層住宅警報装置改修工事設計業務）	4,763,000	4,763,000	0		0	0	0	4,763,000
		市営住宅整備事業費（市営錦団地1号棟給水設備改修工事設計業務）	2,200,000	2,200,000	0	国	874,000	0	0	1,326,000
9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業費（横林地区）	13,667,000	13,667,000	0		0	13,600,000	0	67,000
		消火栓設置・管理費（消火栓更新負担金）	4,616,000	4,616,000	0		0	0	0	4,616,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業費（波立小学校・高林小学校高圧電気設備改修工事）	8,745,000	8,745,000	0		0	0	0	8,745,000
	5 社会教育費	黒磯文化会館管理運営費（高圧真空コンタクタ及び力率計修繕）	9,044,000	9,044,000	0		0	0	0	9,044,000
計			1,250,491,000	1,083,660,298	0		783,646,298	164,300,000	0	135,714,000

報告 第13号

令和6年度那須塩原市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度那須塩原市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込)額	残額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る 財源内訳		翌年度繰越 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				企業債	損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	鳥野目浄水場更新 土木建築工事	2,041,600,000	852,500,000	339,500,000	1,192,000,000	460,900,000	731,100,000	731,100,000	438,600,000	292,500,000	0

報告 第14号

令和6年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	市道東原一分水線導水管布設替工事（第3工区）	78,000,000	0	78,000,000	25,400,000	46,800,000	5,800,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		市道東原一分水線導水管布設替工事（第4工区）	77,000,000	0	77,000,000	25,100,000	46,200,000	5,700,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		三島小学校内配水管布設替工事	6,060,000	0	6,060,000	1,800,000	3,600,000	660,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		市道堀西支線配水管布設替工事	10,600,000	0	10,600,000	2,620,000	6,300,000	1,680,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		青木小学校内配水管布設替工事	9,500,000	0	9,500,000	2,800,000	5,700,000	1,000,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		市道新幹線側道西3号線配水管布設工事	38,610,000	0	38,610,000	0	20,600,000	18,010,000	0	0	JR東日本が行う車両基地整備事業との工程調整により作業不能な日数が生じ、年度内の事業完了が困難となったため。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	市道新幹線側道西 3 号線配水管布設工事 （第 2 工区）	30,000,000	0	30,000,000	0	16,900,000	13,100,000	0	0	JR東日本が行う車両 基地整備事業との発 注時期調整により、 年度内での工期確保 が困難となったた め。
		国道 4 号配水管布設 工事（第 3 工区）	82,346,000	0	82,346,000	0	46,100,000	36,246,000	0	0	宇都宮国道事務所発 注の道路事業との発 注時期調整により、 年度内での工期確保 が困難となったた め。
		穴沢浄水場送水管布 設替工事	5,841,000	0	5,841,000	0	3,500,000	2,341,000	0	0	資材納入の遅れによ り、年度内での工事 完成が困難となった ため。
計			337,957,000	0	337,957,000	57,720,000	195,700,000	84,537,000	0	0	

報告 第15号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度那須塩原市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務 発生(見込)額	残額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る 財源内訳			翌年度通次 繰越額に係 る繰越を要 するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	黒磯水処理センター 新機械棟建設工事業 務委託	2,150,600,000	473,320,000	181,510,000	654,830,000	181,510,000	473,320,000	473,320,000	253,821,000	197,800,000	21,699,000	0
		黒磯水処理センター 旧管理棟受変電設備 更新工事業務委託	218,000,000	26,000,000	0	26,000,000	0	26,000,000	26,000,000	0	24,600,000	1,400,000	0
		塩原水処理センター 受変電設備更新工事 業務委託	322,000,000	7,000,000	0	7,000,000	0	7,000,000	7,000,000	3,850,000	2,800,000	350,000	0
計			2,690,600,000	506,320,000	181,510,000	687,830,000	181,510,000	506,320,000	506,320,000	257,671,000	225,200,000	23,449,000	0

報告 第16号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和6年度 那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道管更生工事	32,502,000	0	32,502,000	14,051,000	16,700,000	1,751,000	0	0	国の補正予算により実施する工事であり、年度内での工期確保が困難となったため。
		公共下水道第18幹線枝線工事（国庫第2工区）	56,400,000	0	56,400,000	25,700,000	27,800,000	2,900,000	0	0	JR東日本が行う車両基地整備事業との発注時期調整により、年度内での工期確保が困難となったため。
		公共下水道三島下永田2号汚水幹線枝線工事（市単第1工区）	7,128,000	0	7,128,000	0	6,700,000	428,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での事業完了が困難となったため。
		公共下水道烏ヶ森汚水幹線枝線工事（市単第2工区）	5,676,000	0	5,676,000	0	5,300,000	376,000	0	0	関係者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事（国庫第1工区）	35,520,000	0	35,520,000	12,778,500	20,900,000	1,841,500	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での事業完了が困難となったため。
		流関特環公共下水道赤田井口汚水幹線枝線工事（国庫第3工区）	64,866,000	0	64,866,000	28,355,000	33,200,000	3,311,000	0	0	不明埋設物撤去が必要となり工事の進捗に遅れが生じ、年度内での事業完了が困難となったため。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	流関特環公共下水道 三島下永田 2 号汚水 幹線枝線工事（国庫 第 4 工区）	15,055,000	0	15,055,000	6,626,000	7,600,000	829,000	0	0	湧水の影響で工事の 進捗に遅れが生じ、 年度内での事業完了 が困難となったた め。
		黒磯水処理センター 非線形耐震診断（水 処理施設）	83,600,000	0	83,600,000	41,800,000	0	41,800,000	0	0	国の補正予算により 実施する業務であ り、年度内での履行 期間の確保が困難と なったため。
		共壘社中継ポンプ場 新設工事	95,000,000	0	95,000,000	0	90,200,000	4,800,000	0	0	他機関との協議に不 測の日数を要し、年 度内での事業完了が 困難となったため。
		共壘社中継ポンプ場 電気設備工事	15,000,000	0	15,000,000	0	14,200,000	800,000	0	0	他機関との協議に不 測の日数を要し、年 度内での事業完了が 困難となったため。
	2 固定資産 購入費	北那須流域下水道建 設負担金	12,690,000	0	12,690,000	0	12,600,000	90,000	0	0	県が実施する建設事 業に対する負担金で あり、当該建設事業 が繰越しとなったた め。
		栃木県流域下水道汚 泥資源化工場建設負 担金	4,839,000	0	4,839,000	0	0	4,839,000	0	0	県が実施する建設事 業に対する負担金で あり、当該建設事業 が繰越しとなったた め。
計			428,276,000	0	428,276,000	129,310,500	235,200,000	63,765,500	0	0	

報告 第17号

公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第18号

株式会社明治の森市場の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社明治の森市場の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第19号

公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第20号

公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和7年6月6日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎